活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第十二条第二項に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第十条各号のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。

第七条　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和三年六月十一日から令和四年十二月三十一日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、第十八条第一項の規定を適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百四十二号

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第十条第三号及び第十一条の規定に基づき、栄養士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

栄養士法施行規則の一部を改正する省令

栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第九条関係） （略） 備考 一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。	**別表第一**（第九条関係） （略） 備考 一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。 二・三　（略）

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

○経済産業省令第七十六号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）を実施するため、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年九月三十日

経済産業大臣　西村　康稔

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（品質管理者の資格） **第十一条**　法第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　［略］	（品質管理者の資格） **第十一条**　法第十四条第一項に規定する経済産業省令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　［略］